

# 生活を支える保険制度。 更新や切り替えの手続きは お済みですか。



## 国民健康保険、後期高齢者医療に 加入している人

### 新しい保険証をご確認ください

#### 【国民健康保険（国保）に加入している人】

新しい保険証（緑色）は、7月中に、加入者全員分を一括して世帯主宛に特定記録郵便で郵送します。

国保とは別の健康保険に加入した人は、国保の保険証は使えません。新しい保険証と国保の

保険証をお持ちの上、必ず国保の資格喪失の届け出をしてください。

#### 【後期高齢者医療に加入している人】

75歳以上の人（65歳以上で広域連合が障がい認定した人を含む）が対象です。新しい保険証（紫色）は、7月中に個人宛に特定記録郵便で郵送します。

### 更新手続きが必要な場合があります

高額な医療費がかかる場合に、医療機関窓口での支払い額を軽減する「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月末です。ご加入の医療保険によって手続きが異なりますのでご注意ください。

#### 【国民健康保険に加入している人】

引き続き認定証を必要とする人は、8月末までに更新申請を行ってください。

現在、認定証の交付を受けている人には、個別に手続きの案内を送付していますので、ご確

認ください。

#### 【後期高齢者医療に加入している人】

現在、認定証の交付を受けている人は、7月中に新しい認定証を郵送します。

●**注意事項** 所得未申告世帯の人、所得区分の変更により交付対象外となる人を除きます。

#### 認定証は事前に受け取れます

入院など、高額な医療費がかかることが分かっている場合は、事前に申請して「限度額適用認定証」等の交付を受けられます。所得に応じた限度額分までの支払いで済みます。

### 後期高齢者医療保険料額を通知します

令和3年度の後期高齢者医療保険料額を前年中（令和2年中）の所得に基づいて決定しまし

た。この保険料額をお知らせする通知書を7月中に加入している皆さんにお送りします。

保険料の徴収方法・開始時期は、この通知書に掲載していますのでご確認ください。

国民健康保険のこと

電話 23-3084

23-3087

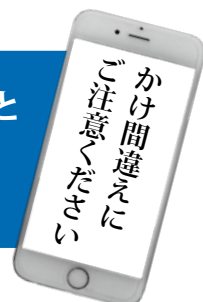
問い合わせ

保険年金課

後期高齢者医療のこと

電話 23-3085

23-3120





## 福祉医療費助成制度を利用している人

### 毎年の更新をお忘れなく

福祉医療証は毎年、資格更新の手続きが必要で  
す（更新日 10月1日）。

現在、福祉医療証を持っている人には、7月中  
に申請書を送付します。提出いただいた更新申請  
書（必要書類などを添付したもの）に基づいて資  
格を判定し、該当の人に医療証を送付します。ま  
た、前回の所得判定で非該当となった人でも、所  
得の変化によって、令和3年度は該当となる場合  
があります。詳しくは、問い合わせください。

なお、福祉医療制度は、申請月からの適用とな  
り、さかのぼっての適用はできません。早めの手  
続きをお願いします。

- 申請締め切り 8月31日(火)
- 受付場所 保険年金課（安来庁舎1階）・広瀬  
地域センター・伯太地域センター
- 申請に必要なもの 右記の表をご覧ください

### 手続きの前にご確認ください

対象者 (所得制限あり)	必要なもの
重度の障がいがある人	申請書、健康保険証、はんこ、 お持ちの手帳（身体障害者手 帳、療育手帳、精神障害者保 健福祉手帳） ※ 20歳以上の人は、上記のほ か、令和2年中の障害年金・ 恩給等の非課税年金受給額 のわかるもの
ひとり親家庭の人	申請書、健康保険証、はんこ

- 問い合わせ 保険年金課福祉医療担当  
電話 23-3087

※所得や住民税課税状況は、世帯員全員を確認しま  
す。そのため、令和3年1月1日現在、安来市に  
住所がなかった人は、前住所地の「住民税課税証  
明書」が必要です。

※所得制限について、詳しくは、問い合わせくださ  
い。

### 後期高齢者医療制度の医療費通知は 年1回お届けします

受診月	発送月
令和2年11月～ 令和3年10月	令和4年1月中旬予定

※確定申告をするときに、令和3年11月・12月の受  
診分は、医療機関が発行する領収書に基づいて「医療  
費控除の明細書」を作成してください。

問い合わせ 保険年金課 電話 23-3085

### 国民健康保険制度の医療費通知は 年4回に分けてお届けします

受診月	発送月
令和3年1月～3月	令和3年7月予定
令和3年4月～6月	令和3年10月予定
令和3年7月～9月	令和3年12月予定
令和3年10月～12月	令和4年2月予定

問い合わせ 保険年金課 電話 23-3084

「医療費通知」は大切に  
保管してください

医療保険制度では、ご家庭  
の医療費の状況をお伝えする  
ため、定期的に「医療費通知」  
をお送りしています。どの医  
療機関にどのくらい医療費が  
かかっているかなど、ご確認  
ください。  
また、この医療費通知書  
は、確定申告（住民税申告）  
の医療費控除を申告するとき  
に利用できます。申告書に医

療費通知を  
添付するこ  
とで、控除  
に必要な「医  
療費控除の明  
細書」の記入  
を簡略化する  
ことができます。  
申告時まで大切に保管  
してください。  
発送時期は医療制度ごと  
に異なります。

